平成２３年（フ）第３４号
長崎県諫早市宗方町412番地
債務者　石山　博一
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第３９号
長崎県大村市黒丸町190番地12
債務者　山田　　愛（旧姓末吉）
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第８号
鹿児島県南九州市川辺町下山田6195番地
債務者　鶴田　一矢
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第９号
鹿児島県指宿市十二町2079番地２サンハイツ201
債務者　小松　香織
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第７号
三重県熊野市有馬町67番地１、前住所三重県南牟婁郡紀宝町大里24番地17
債務者　関　　晴美
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第９１９号
兵庫県姫路市青山北３丁目３番18号ＮＰＯ法人はなのいえ、住民票上の住所兵庫県姫路市夢前町前之庄１番地25
債務者　白井　　太
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第９８号
兵庫県加古川市別府町別府1001番地の２　カサ・デ・フローレス201号
債務者　大沢　奈々
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第９９号
兵庫県姫路市白浜町甲1822番地48
債務者　田路　由美
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１２４号
兵庫県高砂市米田団地５番102号
債務者　豊口　博孝
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１３４号
兵庫県加古川市加古川町平野24番地の１　加古川グリーンシティＥ棟510号
債務者　本田　親司
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１３６号
兵庫県姫路市城見台３丁目３番地13
債務者　河村　成立
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１７０８号
広島市安佐北区亀山３丁目18番29号
債務者　山下　宣男
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６８号
広島市西区庚午南２丁目２番８―402号
債務者　上本　一水
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６９号
広島市西区庚午南２丁目２番８―402号
債務者　上本眞知子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３５号
広島市西区観音新町１丁目30番２―309号
債務者　佐々木　卓
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４９６号
福岡県久留米市宮ノ陣１丁目６番33号、前住所福岡県春日市若葉台東５丁目２番地
債務者　倉守さとみ
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３８号
福岡県久留米市御井旗崎２丁目27番29号　金子ハイツ203号、前住所福岡県久留米市田主丸町中尾1876番地４
債務者　中野　栄一
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部